

二に掲げるものとする。

なお、佐賀県情報公開条例第六条第二号ホに規定する実施機関が定めるもの（平成十四年佐賀県告示第百五十七号）は、廃止する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

平成十七年三月三十一日

- 一 病気見舞いの支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報
- 二 実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報のうち、次に掲げるもの

- イ 個人の社会生活に具体的な支障が生ずるおそれがあるもの
- ロ 個人が開示されることについて受忍する義務がないもの
- ハ 個人が所属する法人等の事業活動の内容が明らかとなり、当該法人等の事業活動に不利益が生ずるもの
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、個人又は個人が所属する法人等の権利利益を害することが通常認められるもの

●佐賀県告示第百七十八号

佐賀県情報公開条例第三十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの（平成十四年佐賀県告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

「第三十一条第一項に規定する県が出資金、基本金」を「第二十四条第一項に規定する県が出資金、基本金、補助金」に、「法人で」を「法人等で」に改める。

●佐賀県告示第百七十九号

佐賀県個人情報保護条例第四十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの（平成十四年佐賀県告示第百五十九号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

平成十七年三月三十一日

佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成十四年佐賀県告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

表中、

看護師採用試験	
第一次試験不合格者に係る専門試験の得点及び順位	科目別得点、総合得点及び順位
順位	第一次試験合格発表の日から一か月間
第一次試験合格者に係る専門試験の得点及び順位	佐賀県立病院好生館

を

看護師採用試験	
第一次試験不合格者に係る専門試験の得点及び順位	第一次試験合格発表の日から一か月間
第二次試験合格発表の日から一か月間	佐賀県立病院好生館
第一次試験合格者に係る専門試験の得点及び順位	第一次試験合格発表の日から一か月間

に、

改める。

佐賀県介護支援 専門員実務研修 受講試験	総合得点	合格発表の日か ら一ヶ月間	佐賀県水産業改 良普及員資格試 験	"
佐賀県林業改良 指導員資格試験	"	"	佐賀県農業大学 校入学試験	知識試験得点及 び技能試験得点
佐賀県介護支援 専門員実務研修 受講試験	総合得点	合格発表の日か ら一ヶ月間	佐賀県農業大学 校	狩獵免許試験
佐賀県社会課 寿社会課	健康福祉本部長	健康福祉本部長 寿社会課	生産振興部林業 課	佐賀県農業大学 生産振興部生産 者支援課

に を に を

第二次試験合格 者に係る面接の 得点、総合得点 及び順位

○ 教育委員会事項

● 佐賀県教育委員会告示第三号

佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）第六条第二号亦に規定する開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるものは、一に掲げるものとし、実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして実施機関が別に定めるものは、二に掲げるものとする。

なお、佐賀県情報公開条例第六条第二号亦に規定する実施機関が定めるもの（平成十四年佐賀県教育委員会告示第三号）は、廃止する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠一郎

- 一 病気見舞いの支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報
- 二 実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報のうち、次に掲げるもの
- イ 個人の社会生活に具体的な支障が生ずるおそれがあるもの
- ロ 個人が開示されることについて受忍する義務がないもの
- ハ 個人が所属する法人等の事業活動の内容が明らかとなり、当該法人等の事業活動に不利益が生ずるもの
- 二 イから今までに掲げるもののほか、個人又は個人が所属する法人等の権利利益を害することが通常認められるもの

佐賀県情報公開条例第三十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの（平成十四年佐賀県教育委員会告示第四号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠 二 郎

平成十七年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

「第三十一条第一項に規定する県が出資金、基本金」を「第二十四条第一項に規定する県が出資金、基本金、補助金」に、「法人で」を「法人等で」に改める。

●佐賀県教育委員会告示第五号

佐賀県個人情報保護条例第四十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの（平成十四年佐賀県教育委員会告示第五号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠 二 郎

事業活動に不利益が生ずるもの

- 一 個人が開示されることについて受ける義務がないもの
- 二 個人が所属する法人等の事業活動の内容が明らかとなり、当該法人等の事業活動に不利益が生ずるもの
- 三 イからハまでに掲げるもののほか、個人又は個人が所属する法人等の権利利益を害することが通常認められるもの

める。

○人事委員会事項

●佐賀県人事委員会告示第二号

佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成十四年佐賀県人事委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県人事委員会

佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）第六条第二号亦に規定する開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるものは、一に掲げるものとし、実施機関が開示する旨の規定する開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるものは、一に掲げるものとし、実施機関が開示する旨の

規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして実施機関が別に定めるものは、二に掲げるものとする。

なお、佐賀県情報公開条例第六条第二号ホに規定する実施機関が定めるもの（平成十四年佐賀県人事委員会告示第一号）は、廃止する。

表中「佐賀県警察官採用試験」を
佐賀県任期付短時間勤務職員採用試験

に改める。

「佐賀県任期付職員採用試験」
佐賀県警察官採用試験

(平成十四年佐賀県警察本部告示第一号)は、廃止する。
平成十七年三月三十一日

佐賀県警察本部長 御手洗 伸太郎

務職員採用試験

に改める。

○ 公安委員会事項

● 佐賀県公安委員会告示第一号

佐賀県情報公開条例第三十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの（平成十四年佐賀県公安委員会告示第一号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県公安委員会

委員長 藤 寛

「第三十一条第一項に規定する県が出資金、基本金」を「第二十四条第一項に規定する県が出資金、基本金、補助金」に、「法人で」を「法人等で」に改める。

○ 労働委員会事項

● 佐賀県労働委員会告示第一号

佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）第六条第一号亦に規定する開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるものは、一に掲げるものとし、実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして実施機関が別に定めるものは、二に掲げるものとする。

なお、佐賀県情報公開条例第六条第一号亦に規定する実施機関が定めるもの

（平成十四年佐賀県地方労働委員会告示第一号）は、廃止する。

一 見舞い及び犯罪被害者等への支援活動その他これに類する活動に関するものの支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報のうち、次に掲げるもの

イ 個人の社会生活に具体的な支障が生ずるおそれがあるもの

ロ 個人が開示されることについて受忍する義務がないもの

ハ 個人が所属する法人等の事業活動の内容が明らかとなり、当該法人等の事業活動に不利益が生ずるもの

ニ イからハまでに掲げるもののほか、個人又は個人が所属する法人等の権利利益を害することが通常認められるもの

平成十七年三月三十一日

佐賀県労働委員会

会長 安藤高行

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 山崎龍馬

- 一 病気見舞いの支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報

- 二 実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報のうち、次に掲げるもの

- イ 個人の社会生活に具体的な支障が生ずるおそれがあるもの

- ロ 個人が開示されることについて受忍する義務がないもの

- ハ 個人が所属する法人等の事業活動の内容が明らかとなり、当該法人等の事業活動に不利益が生ずるもの

- ニ イからハまでに掲げるもののほか、個人又は個人が所属する法人等の権利利益を害することが通常認められるもの

○ 海区漁業調整委員会事項

● 佐賀県有明海区漁業調整委員会告示第一号

佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）第六条第一号亦に規定する開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるものは、一に掲げるものとし、実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして実施機関が別に定めるものは、二に掲げるものとする。

なお、佐賀県情報公開条例第六条第二号亦に規定する実施機関が定めるもの（平成十四年佐賀県有明海区漁業調整委員会告示第一号）は、廃止する。

平成十七年三月三十一日

松浦海区漁業調整委員会

会長 宮崎孝俊

- なお、佐賀県情報公開条例第六条第二号亦に規定する実施機関が定めるもの（平成十四年佐賀県有明海区漁業調整委員会告示第一号）は、廃止する。

平成十七年三月三十一日

一 病気見舞いの支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、

職名及び氏名に係る情報

二 実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報のうち、次に掲げるもの

イ 個人の社会生活に具体的な支障が生ずるおそれがあるもの

ロ 個人が開示されることについて受忍する義務がないもの

ハ 個人が所属する法人等の事業活動の内容が明らかとなり、当該法人等の事業活動に不利益が生ずるもの

ニ イからハまでに掲げるもののほか、個人又は個人が所属する法人等の権利利益を害することが通常認められるもの

○ 内水面漁場管理委員会事項

● 佐賀県内水面漁場管理委員会告示第一号

佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）第六条第一号亦に規定する開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるものは、一に掲げるものとし、実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして実施機関が別に定めるものは、二に掲げるものとする。

なお、佐賀県情報公開条例第六条第二号亦に規定する実施機関が定めるもの（平成十四年佐賀県内水面漁場管理委員会告示第一号）は、廃止する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県内水面漁場管理委員会

会長 内川和美

一 病気見舞いの支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報

二 実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報のうち、次に掲げるもの

イ 個人の社会生活に具体的な支障が生ずるおそれがあるもの

ロ 個人が開示されることについて受忍する義務がないもの

ハ 個人が所属する法人等の事業活動の内容が明らかとなり、当該法人等の事業活動に不利益が生ずるもの

ニ イからハまでに掲げるもののほか、個人又は個人が所属する法人等の権利利益を害することが通常認められるもの

○ 議会事項

● 佐賀県議会告示第一号

佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）第六条第二号亦に規定する開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるものは、一に掲げるものとし、実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして実施機関が別に定めるものは、二に掲げるものとする。

なお、佐賀県情報公開条例第六条第二号亦に規定する実施機関が定めるもの（平成十四年佐賀県議会告示第一号）は、廃止する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県議会

議長 篠塚周城

一 病気見舞いの支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報

二 実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支

出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報のうち、次に掲げるもの

イ 個人の社会生活に具体的な支障が生ずるおそれがあるもの
ロ 個人が開示されることについて受忍する義務がないもの

ハ 個人が所属する法人等の事業活動の内容が明らかとなり、当該法人等の事業活動に不利益が生ずるもの
ニ イから今までに掲げるもののほか、個人又は個人が所属する法人等の権利利益を害することが通常認められるもの

○ 監査委員事項

● 佐賀県監査委員告示第一号

佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）第六条第一号亦に規定する開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるものは、一に掲げるものとし、実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして実施機関が別に定めるものは、二に掲げるものとする。

なお、佐賀県情報公開条例第六条第二号亦に規定する実施機関が定めるもの（平成十四年佐賀県監査委員告示第一号）は、廃止する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県代表監査委員 中 村 孝

一 病気見舞いの支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報

二 実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報のうち、次に掲げるもの

イ 個人の社会生活に具体的な支障が生ずるおそれがあるもの
ロ 個人が開示されることについて受認する義務がないもの

ハ 個人が所属する法人等の事業活動の内容が明らかとなり、当該法人等の事業活動に不利益が生ずるもの
ニ イから今までに掲げるもののほか、個人又は個人が所属する法人等の権利利益を害することが通常認められるもの